

示した。

⑤ コンピュータ等の情報手段の活用（第5の2の(8)）

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実することを示した。

⑥ 開かれた学校づくりの一層の推進（第5の2の(11)）

家庭や地域社会の人々の協力を得ること、学校間交流を進めること、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けることを示した。

3 教科等の構成及び標準授業時数

各学年の年間授業時数については、完全学校週5日制が実施されることに伴う土曜日分を縮減した時数とし、従前より各学年とも年間70単位時間（第1学年にあっては68単位時間）、週当たりに換算して2単位時間削減することとし、また、各学年の各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間ごとの授業時数については、学校教育法施行規則別表第1の改正を行った。

別表第1（第24条の2関係）

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

備 考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 第24条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2及び別表第3の2の場合においても同様とする。）